

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南大隅町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

南大隅町長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	・住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき、住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異動、住民票の写しや証明書等の交付・通知書の出力等を行う。また、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を提供する。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。 ①住民からの申請による、住民票の写しの交付 ②転出者への転出証明書の交付 ③本人確認情報等の住基ネットへの通知 ④転出証明書情報通知の住基ネットからの受領及び転出処理 ⑤住民に関する事務の処理の基礎となる住民票に関する情報の他業務への移転 ⑥情報提供ネットワークシステムへの住民票関係情報の提供 ⑦個人番号カードの交付等
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワーク、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民票情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第7条第1項、第16条、第17条、附則第3条第1項から第3項 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、10、12
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民保健課
②所属長の役職名	町民保健課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南大隅町情報公開・個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南大隅町情報公開・個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	I-3 法令上の根拠	第12条、第14条、第24条の2	第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2	事後	住民基本台帳法施行令第23条第2項の改正により、転出証明書に個人番号を記載することとなったため
平成28年9月12日	I-4-② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	平成27年9月9日法律第65号による法改正による変更
平成28年9月12日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月12日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	I-5-② 所属長の役職名	介護福祉課長 上之園 健三	介護福祉課長	事後	記載事項変更
令和1年6月7日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新規項目	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月7日	IV-2 特定個人情報の入手	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-3 特定個人情報の使用	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新規項目	委託しない	事後	
令和1年6月7日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	新規項目	提供・移転しない	事後	
令和1年6月7日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-8 監査	新規項目	[○]自己点検	事後	
令和1年6月7日	IV-9 従事者に対する教育・啓発	新規項目	十分である	事後	
令和2年4月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第6号、第7号及び別表第二	番号法第19条第7号、第8号及び別表第二	事後	令和3年法律第37号による法改正による変更
令和7年9月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	IV-8 人手を介在させる作業	－	新様式に伴い、新たに記載	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	新様式に伴い、新たに記載	事後	